

# 京都府立園部高等学校「いじめ防止基本方針」

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

京都府立園部高等学校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府教育委員会の指導の下、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定及び京都府いじめ防止基本方針（以下「府基本方針」）に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都府立園部高等学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）を策定する。

学校基本方針を定めることには、次のような意義がある。

- 学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となること。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことにより、生徒及びその家族に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

## 第 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的事象として行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## 第 2 いじめ対策委員会の設置

法第 22 条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を行う。

### 1 役割

- (1) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- (2) 生徒・保護者からのいじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。また、高等学校入学以前の間人間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないように、関係中学校と必要な連携を行う。

- (4) いじめの疑いに係る情報があった際に、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を行い、その原因がいじめにあたるかを判定する。
- (5) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- (6) 学校基本方針の策定及び見直し、いじめ防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証を行う。

## 2 構成

副校長、生徒支援部長、生徒支援部人権教育担当・保健担当、各学年部長、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

## 第3 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ、すべての生徒の尊厳が守られ、「いじめは決して許されない人権侵害である」との認識のもと、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。
- (4) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### 2 主な方策

- (1) 学校の教育活動全体を通じた生徒への指導
  - ・教科・科目、総合的な学習の時間及び人権学習（情報モラル、ネットいじめに係る学習を含む）における人権尊重の意識を高める取組
    - \* 情報（教科）、人権学習 等
  - ・ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事（儀式的行事、文化的行事、旅行・集団宿泊行事、勤労生産・奉仕的行事）等の特別活動及び部活動における自己存在感を与え、自己有用感や共感的人間関係をはぐくむ取組
    - \* HR活動、1年宿泊研修、学園祭、清掃ボランティア、生徒会・ボランティア部、各部活動指導 等
  - ・生徒指導、進路指導、保健指導等を通しいじめについての理解を深める取組
    - \* 各種講演会 等
- (2) 教職員の資質能力向上
  - ・いじめの防止等に係る校内研修の実施  
（時期：4月、内容：校内方針・指導手順の確認等）
  - ・京都府総合教育センターにおける専門研修（人権教育・教育相談・生徒指導・特別支援教育の領域等）の積極的な受講
- (3) 教職員による点検

- ・「いじめ発見のチェックリスト」（京都府教育委員会）等を活用して全教職員で実施
- ・各学期に面談週間を設置
- (4) 生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止する取組
  - ・生徒会において校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等
  - ・人権委員による啓発紙『ヒューマンライツ』の作成と活用
- (5) 保護者、地域との連携
  - ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるための連携・協働
  - ・ホームページ等における基本方針及び取組の積極的発信

## 第4 いじめの早期発見

### 1 基本的な考え方

- (1) いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃から生徒と信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守るとともに、得られた情報については共有する。
- (2) 定期的なアンケート調査や聴き取り調査、教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) いじめの相談に対しては、いじめ対策委員会の周知とともに、教職員の共通理解の下での対応を図るなど生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。
- (4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、生徒や保護者、教職員等を対象とした教育相談体制の整備・周知を図るとともに、関係機関と連携し、「24 時間いじめ相談ダイヤル」や「ヤングテレホン」など多様な相談窓口の周知・活用を図る。

### 2 主な方策

- (1) 京都府立高等学校いじめ調査
  - ・アンケート調査と個別の聴き取り調査を実施（時期：6月、11月）
- (2) 校内相談窓口の設置
  - ・いじめ対策委員会による生徒・保護者の相談・通報の窓口の設置  
(連絡先 0771-62-0051 代表：副校長)
- (3) 校内教育相談体制の整備
  - ・スクールカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングと心のケア
- (4) 相談機関等の情報提供
  - ・京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン  
連絡先：075-612-3268/3301 0773-43-0390
  - ・京都府総合教育センター メール教育相談  
URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>
  - ・ネットいじめ通報サイト  
URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>
  - ・京都府警察本部（少年サポートセンター） ヤングテレフォン  
連絡先：075-551-7500
  - ・京都府警察本部（少年サポートセンター） メール相談  
URL <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>

- (5) 学校をまたがるいじめ等についての情報共有
  - ・他校の管理職、生徒指導部長等との連携及び協力
- (6) 業者委託によるネット監視
  - ・ネット上での中傷表現や個人情報の書き込みへの対応

## 第5 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した時は、その場でその行為をやめさせる。
- (2) いじめを発見又はいじめの通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会で情報共有し、今後の対応について検討する。
- (3) いじめの事実を確認した場合は、被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (4) これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係学校・関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (5) いじめに対する措置については、いじめに係る行為が止んでいることと、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされるまで継続する。

### 2 方策

- (1) いじめを発見又はいじめの通報を受けたときの対応
  - ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに共感的態度で内容を聴く。
  - ・いじめを発見又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちにいじめ対策委員会に報告し、情報の共有を図る。
  - ・いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡するとともに、京都府教育委員会に報告する。
  - ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) 被害生徒又は保護者への支援
  - ・いじめ問題への迅速な対応に加え、養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を活用しながら、被害生徒及びその保護者に寄り添って話をしっかりと聴き、その気持ちを十分に汲み取って支援を行う。
  - ・また、いじめにどのように対応するかについて、その確たる方針を被害生徒及びその保護者に丁寧に説明し、不安感を払拭するように努める。
- (3) 加害生徒への指導又は保護者への助言
  - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為になるおそれがあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求める。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
  - ・いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにサイト管理者又はプロバイダーに削除依頼をする。また、必要に応じて所管警察署や京都地方法務局に相談する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

**第6 重大事態への対処**

「法」第28条第1項及び第2項に定める重大事態が発生した場合は、直ちに京都府教育委員会に報告し、「府基本方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、適切に対応するものとする。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を母体として適切な専門家を含む組織を設ける。被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

平成26年4月1日策定

平成30年4月1日改定